

# 松坂自立援助基金取扱要領

## 1 目的

この要領は、社会福祉法人聖友ホーム基金管理運営規程に基づき設置された「松坂自立援助基金」（以下「基金」という。）に関して、聖友学園を利用中の者又は利用したことがある者の自立を援助するために必要な資金（以下「自立援助資金」という。）の支給又は貸付け等を行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 基金設置の経緯

昭和 24 年に上野・松坂屋で保護されてから児童養護施設で育った松坂國雄さんは、昭和 58 年 1 月 11 日 36 歳の若さで病気により急死された。独身であった。心身に様々な苦勞を体験し短い生涯を終えた彼の心情を理解し支えてきた人々が集まり、彼が残した生命保険金で墓を建立し、その残額を「松坂國雄の会」の名で、児童養護施設にいる児童たちの奨学金、独立資金として寄付して下さった。

彼の足跡及び支えてきた人々の意を汲みとり永く児童の自立を援助する資金に活用させて戴くために、「松坂自立援助基金」を設置した。（創設 昭和 62 年 2 月 1 日）

## 3 利用資格

自立援助資金を利用できる者は、聖友学園を利用中の者又は利用したことがある者（利用申込日現在 35 歳未満であること）とする。

## 4 自立援助資金の対象

自立援助資金の対象は次のとおりとする。ただし、措置費、公的給付金・補助金、民間関係機関の各種助成・貸付制度等の支給又は貸付の対象となるものは、その金額を超える部分に限る。

- (1) 高等学校、大学及び各種学校の教育を受けるために必要な学費
- (2) 就職するために必要な費用
- (3) 自立に必要な各種資格、技能を修得するための費用
- (4) その他自立援助として必要な費用

## 5 利用手続き等

自立援助資金の利用に関する手続き等は、別紙「松坂自立援助基金利用のしおり」により行う。

## 6 自立援助資金の支給及び貸付基準

自立援助資金の支給及び貸付の基準は、別表「自立援助資金の支給及び貸付の取扱基準」のとおりとする。

## 7 自立援助資金の支給又は貸付の決定

自立援助資金の支給又は貸付は、別表「自立援助資金の支給及び貸付の取扱基準」に基づき委員会において審議のうえ委員長が決定し、法人本部長が支給等を行う。

ただし、利用申し込みの理由に緊急性があり早急な委員会の開催が不可能と委員長が判断した場合には、委員会の審議を省略し、30,000 円を超えない範囲で委員長が決定することができる。

## 8 自立援助資金の貸付の返済免除

自立援助資金の貸付を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、返済債務を免除し、免除した金額を支給金に切り替える。

- (1) 「4 自立援助資金の対象(1)」の貸付を受けて就業した学校を卒業した場合 上限 50 万円
- (2) 死亡又は障害等、その他生活状況の大きな変化などにより、貸付を受けた自立援助資金を返済することが困難と認められる場合 返済残額全部又は一部
- (3) 貸付日から 10 年経過して完済されない場合 返済残額全部。

## 9 賛同寄付金

基金の拡充及び運用の永続性を確保するため、基金の趣旨に賛同する方々からの寄付金（以下「賛同寄付金」という。）を受け入れることができる。

賛同寄付金は、年間一口 3,000 円（一口以上）とし、その全額を基金事業に充てる。

## 10 基金運営委員会の設置

基金の適切な運営を図るため、松坂自立援助基金運営委員会（以下「委員会」という）を設置する。

### (1) 委員会の構成

委員会は、次の職員をもって構成する。

- ① 聖友学園長
- ② 聖友学園統括主任
- ③ 聖友学園自立支援担当職員
- ④ 法人本部の基金担当者
- ⑤ その他委員長が必要と認めたもの

### (2) 委員長

委員会には委員長を置き、聖友学園長がその職務を行う。

### (3) 委員会の審議事項

委員会は、次の事項を審議する。

- ① 基金の予算、決算、事業計画に関すること。
- ② 自立援助資金の利用申込の審査に関すること。
- ③ 自立援助資金の支給及び貸付の対象者の選定に関すること。
- ④ 自立援助資金の貸付の返済免除に関すること。
- ⑤ 寄付者に対する謝意表明や報告の方法に関すること。
- ⑥ 本要領及び別表の改訂に関すること。
- ⑦ その他基金の運営に関すること。

### (4) 委員会の開催

委員会の開催は、定例会を 5 月・12 月の 2 回とし、その他必要の都度委員長が招集する。

### (5) 事務局

委員会には事務局を置き、自立支援担当職員がその職務を行う。

### (6) 事務局の業務

事務局は、次の業務を行う。

- ① 基金の利用申し込みの事務手続きに関すること。
- ② 自立援助資金の支給及び貸付の事務手続きに関する事務事項
- ③ 基金に関する諸様式の作成に関すること。
- ④ 基金に関する関係書類の作成及び保管に関すること。
- ⑤ その他基金の運営及び運用上の事務に関すること。

## 11 基金の管理事務

次の基金管理事務は、法人本部において行う。

- (1) 基金の預金管理
- (2) 基金の会計処理及び会計書類の整備、保管
- (3) 賛同寄付金の受領に関する事務処理
- (4) 賛同寄付金の領収書の発行、送付

## 12 基金の事務に関する寄付

基金の運営管理に要する事務費用は、法人本部へ年度末に寄付する。

また本基金は、基金管理運営規程第7条（事務に関する寄付金）は適用しない。

附則 この要領は令和2年9月1日より施行する。

「聖友学園松坂自立援助基金要綱」「聖友学園松坂自立援助基金賛助会要綱」は廃止する。

令和5年7月28日 松坂自立援助基金運営委員会にて理事長承認（令和5年8月1日施行）

別表 自立援助資金の支給及び貸付の取扱基準

別表

自立援助資金の支給及び貸付の取扱基準

区分	内容	委員会審議事項	条件	支給金額	特記事項
支 給	就職または進学 支度金	利用申込の審査	退園時に公的援助の対象ではなかった児童が、1年以内に就職または進学をした場合	①措置費の「就職支度費」または「大学進学等自立生活支度費」の一般単価とする。 ②措置費の「就職支度費」または「大学進学等自立生活支度費」の特別基準に該当するものは、①の金額に特別基準単価を加算する。	・退所後1年以内
	就労激励金	支給対象者の選定	退園後、就労した児童が、1年以上継続して働いている場合	一律 10,000円	・支給回数は1回のみ ・パート・アルバイト・契約社員等も対象
	20歳の祝い金	支給対象者の選定	退園後、アフターケア等で学園とのかかわりが継続している児童が、20歳の誕生日を迎えた場合	一律 10,000円	
	再就職支援金	利用申込の審査	就職先を離職した児童が、再就職に向けて活動しており金銭的な支援が必要な場合	上限 300,000円	・再就職し最初の給料をもらうまでの間の生活費 ・雇用保険失業給付金を受給した場合は対象外
	その他	利用申込の審査	「4 自立援助資金の対象」に該当し、児童の能力、経済的事情、家族の状況、支援環境等から、支給が適当と判断された場合	必要資金計画を審査のうえ、決定する。	
貸 付		利用申込の審査	「4 自立援助資金の対象」に該当し、児童の能力、経済的事情、家族の状況、支援環境等から、貸付が適当と判断された場合	必要資金計画及び返済計画を審査のうえ、決定する。	・貸付利率:無利子 ・返済期間:貸付日から10年以内